

第1回 市川三郷町立小中学校適正規模・配置等検討委員会

令和6年5月28日(火) 午後7時から
市川三郷町役場本庁舎1階 大会議室

次 第

- 1 開 会
- 2 委 嘱 状 交 付
- 3 町 長 あ い さ つ
- 4 教 育 長 あ い さ つ
- 5 検 討 委 員、事 務 局 職 員 の 紹 介
- 6 委 員 長、副 委 員 長 の 選 出
- 7 委 員 長 あ い さ つ
- 8 諮 問
- 9 審議の内容と検討委員会の進め方について
- 10 協 議
 - (1) 町内小中学校の現状について
 - (2) 町内小中学校児童・生徒の推移及び見込について
 - (3) その他
- 11 そ の 他
- 12 閉 会

添付資料

- ・ 答申書(写し)・・・・・・・・・・・・・・・・別添
- ・ 市川三郷町立小中学校適正規模・配置等検討委員会設置要綱・・P1・P2
- ・ 検討委員会での審議内容と進め方について・・・・・・・・P3
- ・ 学校の現状と課題について・・・・・・・・P4～P18
- ・ 過去10年間の児童生徒数の推移、今後の推移(見込)・・・・P19・P20
- ・ 検討委員会委員名簿・・・・・・・・P21

※第2回検討委員会：令和6年7月23日(火)午後7時から、役場本庁舎大会議室
主な検討内容：国、県等の適正規模の考え方について

市川三郷町立小中学校適正規模・配置等検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 本町の今後における小中学校の適正規模及び配置等を検討するため、市川三郷町立小中学校適正規模・配置等検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は市川三郷町教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、次の事項について検討し報告する。

- (1) 学校の適正規模・配置に関する基本的な考え方と具体的方策に関すること。
- (2) 学校の通学区域の基本的な考え方と具体的方策に関すること。
- (3) そのほか教育委員会が特に必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域代表
- (3) 保護者代表
- (4) 学校関係者
- (5) そのほか教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は委嘱した日から所掌事務の終了の日までとする。ただし、委員に欠員が生じたときは、新たに委員を委嘱する。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、会務を統括し委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が召集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会が必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

5 会議の議事録は、委員会の承認を得て公開するものとする。

6 会議は委員の申し出があったときは、会議に諮り、公開しないことができる。
(庶務)

第7条 委員会の庶務は教育委員会教育総務課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が会議に諮り、これを定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

(特例措置)

2 この訓令の施行日以後最初に開催する委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が召集する。

「市川三郷町立小中学校適正規模・配置等検討委員会」での審議内容と進め方について

本検討委員会は、要綱第1条に記載されているとおり、本町の今後における小中学校の適正規模や配置等を検討するために設置するものです。

審議については、教育委員会の諮問に基づき、主に次の3つの項目について審議を行います。

- 1 学校の適正規模・配置に関する基本的な考え方と具体的な方策に関すること
- 2 学校の通学区域の基本的な考え方と具体的な方策に関すること
- 3 そのほか教育委員会が特に必要と認める事項

1について、

全国的に少子化が進んでいるなか、本町の小・中学校でも児童・生徒数が減少し続け、今後も減少傾向が見込まれるなかで、本町の小・中学校の学校規模や学校配置について、教育環境の充実強化を図ることを大前提とし、子どもたちの豊かな人間性や社会性が育まれる教育環境の確保、質の高い学校教育の実現を図るためにはどのような学校規模が適正か、また、適正な学校規模を実現するにはどのような学校配置が望ましいかについて審議を行います。

2について、

望ましい学校配置を検討するにあたり、通学区域はどのように設定すべきかについて審議を行います。

3について、

1・2で審議した適正規模、適正配置を実現するにあたり、実施すべき施策等について審議を行います。

以上の項目について審議を行っていただき、令和6年度末を目途に答申書を作成し、教育委員会へ提出します。

教育委員会では、提出された答申書を尊重する中で、内容について審議や議論を行い、「(仮称)市川三郷町小・中学校適正規模・配置計画」を決定します。

教育委員会は、決定した計画を町長に提出し、町長の承認により、計画を進めていくことになります。

市川三郷町小・中学校の現状

(1) 町内の学校

市川三郷町は、平成 17 年 10 月に旧三珠町、市川大門町、六郷町が合併し誕生した。現在（令和 5 年 4 月）は小学校 6 校 中学校 4 校が設置され、三珠地区には小学校 2 校、中学校 1 校、市川地区には小学校 3 校、中学校 2 校、六郷地区には小学校 1 校、中学校 1 校が設置され、旧町で設置したまま継続している。

	旧三珠町	旧市川大門町	旧六郷町	市川三郷町
小学校	2	3	1	6
中学校	1	2	1	4
合計	3	5	2	10

(2) 児童生徒数

合併時の平成 17 年の小学校の児童数は 1,070 人、中学校の生徒数は 518 人であり、現在（令和 6 年 5 月 1 日）は、児童数は 600 人 生徒数は 280 人である。

10 年前の平成 26 年で比較すると 児童は（806 人）206 人の減少、生徒は（420 人）140 人減少している。児童数は 25.6%、生徒数は 33.3%の減少率である。

また、6 年後の令和 12 年の見込みでは、児童数は 449 人 生徒数は 284 人で、令和 6 年度から 25.1%、生徒数はほぼ横ばいで推移することが推計される。

	H17	H26	R6	R12（見込み）
児童数	1,070	806	600	449
生徒数	518	420	280	284

(3) 学級編制

学級編制については、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（令和 3 年改正法）では、令和 7 年 3 月 31 日までの間における学級編制の標準については、公立小学校の同学年の児童で編制する学級に係る 1 学級の児童の数の標準を 40 人（第 1 学年は 35 人）から段階的に 35 人に引き下げることとしている。中学校においては、40 人としている。

また、山梨県公立小学校及び中学校の学級編制の基準等に関する規則では、小学校で 35 人 中学校で 40 人としているが、少人数教育推進の方向性から小学校 1 学年から 3 学年までは 25 人学級、中学校では 35 人学級編制（条件あり「はぐくみプラン」）を認めている。

複式学級については、上記法律及び規則では小学校にあっては、国の基準では隣り合う学年の児童が合わせて 16 人以下（1 学年を含む場合は 8 人以下）、県では 12 人以下（1 学年は解消、飛び学級はしない）。中学校にあっては、国の基準では、8 人以下、県では複式学級はしないことと

している。

校種	学級編制	国	県
小学校	単式学級	35 人 (第 1 学年は 35 人)	35 人 (第 1 学年～3 学年は 25 人 条件あり)
	複式学級	隣合った学年 16 人	隣合った学年 12 人 (第 1 学年は解消) 飛び級は解消
中学校	単式学級	40 人 (第 1 学年は 35 人)	35 人
	複式学級	隣合った学年 8 人	解消

(4) 教諭等配当基準等

- ① 小学校において、全校で 2 学級編制の場合、教頭・教諭の配置は 2 名となっている。つまり、教頭が学級担任をすることになる。(R7 の市川東小が複式学級 2 学級のみとなり、該当する見込みである。)
- ② 養護教諭は、全校で 3 学級編制以上の学校に配置することになっている。(R7 の市川東小では配置されない見込みである。)
- ③ 事務職員は、全校で 4 学級編制以上の学校には全配置するが、3 学級編制の場合は配置できない学校もある。(市川東小は現在も配置されておらず、教頭が兼務している。)

(5) 本町の実態

- ① 児童生徒数等

(別紙参照)

② 校舎等

	区分	構造	階数	建築年度	面積㎡	耐震補強	大規模改修	
上野小	校舎	RC	3	1972(S47)	2,143	H10	H27	
	屋内運動場	S	1	1980(S55)	747	H21	H27	
大塚小	校舎	RC	3	1966(S41)	1,440	H9 H22	H30	
市川小	校舎	RC	3	1991(H3)	4,900	不要	H22	
	屋内運動場	S	1	1970(S45)	802	H20		
市川南	校舎	RC	2	1984(S59)	1,678	不要		
市川東	校舎	RC	1	2008(H20)	720	不要		
	屋内運動場	S	1	1991(H3)	693	H3		
六郷小	校舎	RC	3	1979(S54)	3,234	H9	H28	
	屋内運動場	S	1	1982(S57)	1,018	不要	H14	
三珠中	校舎	RC	2	1984(S59)	2,309	不要	H17 H30	
	屋内運動場	S	1	1985(S60)	1,030	不要		
市川中	校舎	RS	4	1978(S53)	3,995	H17	H18	
	屋内運動場	S	1	1980(S55)	1,178	H17	H18	
市川南	校舎	RS	2	1985(S60)	1,583	不要		
	屋内運動場	S	1	1985(S60)	884	不要		
六郷中	校舎	RS	3	1972(S47')	2,615	H17	H17	
	屋内運動場	S	1	1999(H11)	1,048	不要		

*RC造・・・鉄筋コンクリート造、 S造・・・鉄骨造

(6) 通学等

通学手段としては、主に徒歩で通学している。学校統廃合により遠距離通学となった児童生徒については、スクールバスを運行している。また、一部の中学校では、自転車通学を許可している。運行については、市川三郷町スクールバス運営に関する規程にて基づいている。

実情は次の通りである。（利用者数は令和6年度現在）

	対象校	条件	利用者数
三珠スクールバス	上野小	下九一色地区の児童	0
	三珠中	下九一色区の生徒	0
市川スクールバス	市川中	山保地区の生徒	7人
市川南スクールバス	市川南小	大同・大木・法師倉地区の児童	3人
	市川南中	山保・大木・法師倉地区の生徒	7人

*小学生は4km 中学生は6km 以上の児童生徒が対象

(7) 学校配置図



■平成27～令和6年度管内小中学校児童生徒数・令和7～12年度 管内小中学校児童生徒【見込】数

(令和6年5月1日現在)

学校名	学年	H27～R6 児童生徒数										R6.5.1現在見込					
		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
上野小	小1	28	24	15	18	11	23	27	16	32	20	21	16	25	19	10	12
	小2	28	28	24	15	18	11	23	27	16	32	20	21	16	25	19	10
	小3	25	30	29	24	14	18	11	23	27	16	32	20	21	16	25	19
	小4	27	25	30	29	24	15	18	11	23	27	16	32	20	21	16	25
	小5	27	27	26	30	28	24	15	18	12	23	27	16	32	20	21	16
	小6	33	28	27	26	32	29	24	15	18	12	23	27	16	32	20	21
	計	168	162	151	142	127	120	118	110	128	130	139	132	130	133	111	103
大塚小	小1	13	5	3	6	6	3	3	5	7	8	8	11	7	6	5	4
	小2	16	11	5	3	6	6	3	3	5	7	8	8	11	7	6	5
	小3	12	17	10	5	3	6	6	3	3	5	7	8	8	11	7	6
	小4	12	12	16	10	5	3	6	6	3	3	5	7	8	8	11	7
	小5	12	11	12	16	11	5	3	6	6	3	3	5	7	8	8	11
	小6	11	12	11	12	14	11	5	3	6	6	3	3	5	7	8	8
	計	76	68	57	52	45	34	26	26	30	32	34	42	46	47	45	41
市川小	小1	61	43	56	37	55	51	62	44	53	40	34	43	46	43	39	27
	小2	50	62	44	55	38	54	51	62	44	55	40	34	43	46	43	39
	小3	75	52	62	44	55	38	56	51	61	45	55	40	34	43	46	43
	小4	53	76	52	62	45	55	38	56	52	61	45	55	40	34	43	46
	小5	72	53	77	52	62	45	55	38	55	53	61	45	55	40	34	43
	小6	68	74	53	76	52	62	45	55	39	54	53	61	45	55	40	34
	計	379	360	344	326	307	305	307	306	304	308	288	278	263	261	245	232
市川南小	小1	7	12	0	5	6	6	6	6	8	8	4	4	10	4	5	0
	小2	6	7	11	1	5	6	6	6	6	8	8	4	4	10	4	5
	小3	2	6	7	12	1	5	6	6	6	6	8	8	4	4	10	4
	小4	8	2	5	7	12	0	5	6	6	6	6	8	8	4	4	10
	小5	8	8	2	5	7	12	1	5	6	6	6	6	8	8	4	4
	小6	10	8	8	2	5	7	13	1	5	6	6	6	6	8	8	4
	計	41	43	33	32	36	36	37	30	37	40	38	36	40	38	35	27
市川東小	小1	2	1	4	1	0	1	2	0	2	2	0	1	0	1	2	0
	小2	1	2	1	4	1	1	2	2	0	2	2	0	1	0	1	2
	小3	4	1	2	1	4	1	1	2	2	0	2	2	0	1	0	1
	小4	2	4	1	2	2	5	1	1	2	2	0	2	2	0	1	0
	小5	0	2	3	1	2	2	5	1	1	2	2	0	2	2	0	1
	小6	3	0	2	3	1	2	3	5	1	1	2	2	0	2	2	0
	計	12	10	13	12	10	12	14	11	8	9	8	7	5	6	6	4
六郷小	小1	23	14	27	19	16	14	18	16	10	4	13	10	7	5	4	3
	小2	22	22	14	26	19	16	14	18	16	10	4	13	10	7	5	4
	小3	23	22	22	14	25	19	16	14	19	16	10	4	13	10	7	5
	小4	24	21	22	22	15	24	19	16	15	19	16	10	4	13	10	7
	小5	23	24	21	22	23	15	24	19	16	15	19	16	10	4	13	10
	小6	20	23	23	21	22	23	15	23	18	17	15	19	16	10	4	13
	計	135	126	129	124	120	111	106	106	94	81	77	72	60	49	43	42
学校名	学年	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
三珠中	中1	29	44	39	37	39	44	37	27	15	23	18	26	30	21	39	28
	中2	51	27	44	39	37	39	44	36	27	15	23	18	26	30	21	39
	中3	36	51	28	44	39	37	40	44	37	27	15	23	18	26	30	21
	計	116	122	111	120	115	120	121	107	79	65	56	67	74	77	90	88
市川中	中1	66	66	74	52	78	51	61	45	57	37	55	55	63	45	57	42
	中2	65	67	66	74	51	78	51	60	45	58	37	55	55	63	45	57
	中3	61	65	67	66	75	51	77	51	63	43	58	37	55	55	63	45
	計	192	198	207	192	204	180	189	156	165	138	150	147	173	163	165	144
市川南中	中1	7	8	8	8	2	7	6	11	3	6	6	6	6	6	8	8
	中2	9	7	8	8	8	2	7	6	11	3	6	6	6	6	6	8
	中3	9	9	7	8	8	8	2	7	6	12	3	6	6	6	6	6
	計	25	24	23	24	18	17	15	24	20	21	15	18	18	18	20	22
六郷中	中1	23	24	26	22	22	22	22	13	24	19	17	15	19	16	10	4
	中2	17	25	24	26	22	22	22	22	13	24	19	17	15	19	16	10
	中3	32	18	25	24	26	22	22	22	22	13	24	19	17	15	19	16
	計	72	67	75	72	70	66	66	57	59	56	60	51	51	50	45	30

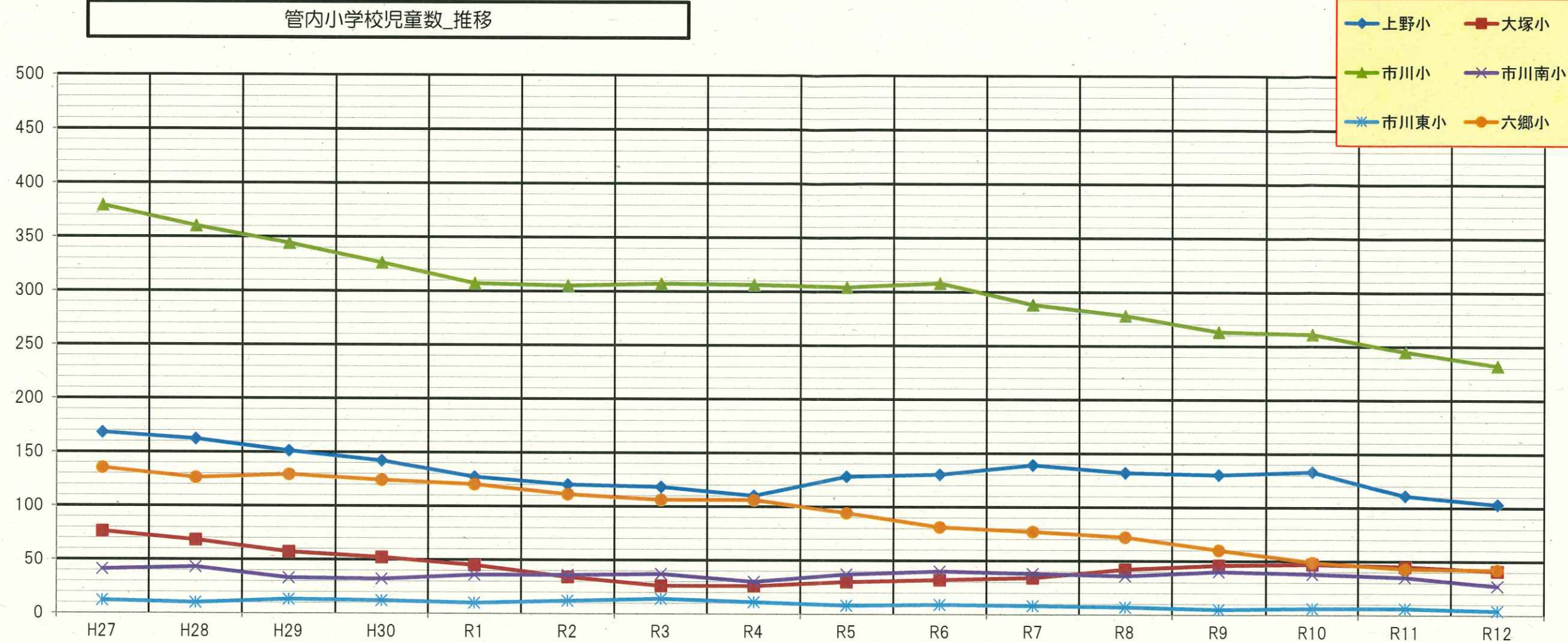
※上記の色付きセルは複式学級
が生じている学年
令和7年度以降は見込

平成27年度から令和6年度の
児童生徒数は各年度の5月1日
現在の人数

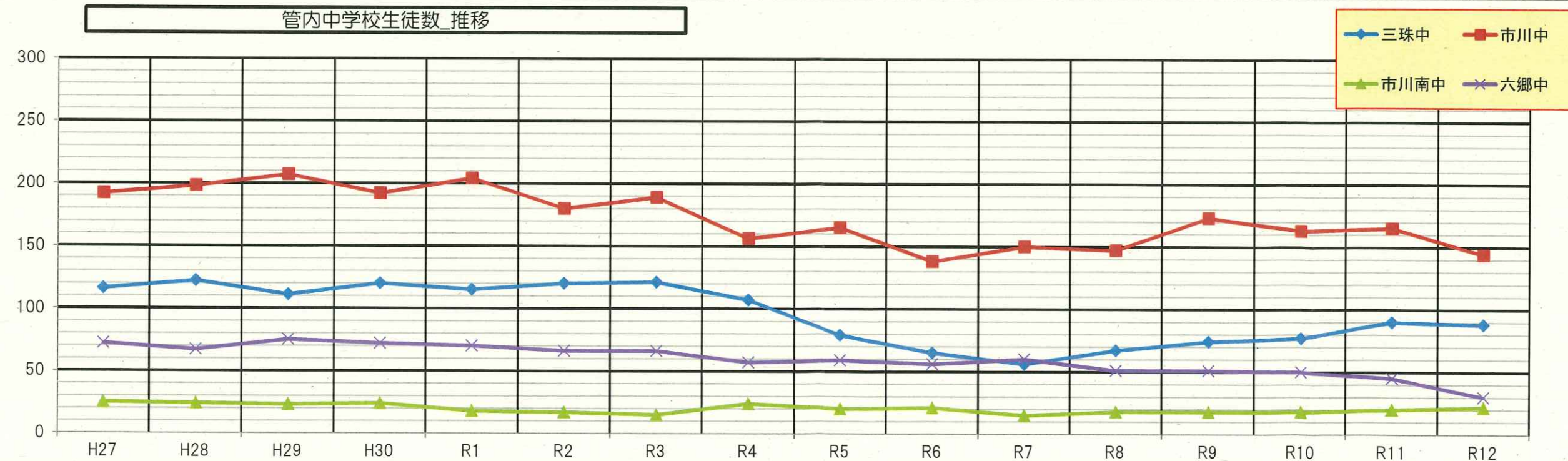
令和7年度からの見込数は住民
基本台帳による。

(令和6年5月1日現在)

管内小学校児童数_推移



管内中学校生徒数_推移





市教総発第 5-19 号
令和 6 年 5 月 28 日

市川三郷町立小中学校適正
規模・配置等検討委員会 委員長 殿

市川三郷町教育委員会



諮 問

市川三郷町立小中学校適正規模・配置等検討委員会設置要綱第 2 条の規定により、次の事項について意見を求めます。

- 1 市川三郷町立小中学校の適正規模・配置に関する基本的な考え方と具体的な方策について
- 2 市川三郷町立小中学校の通学区域の基本的な考え方と具体的方策について
- 3 そのほか、上記 1 及び 2 に関連して必要な事項に関すること

諮 問 理 由

本町では、小学校 6 校、中学校 4 校が設置されていますが、各小中学校の児童生徒数は減少し続け、令和 5 年度現在小学校 6 校のうち 3 校で複式学級が生じています。

また、ICT 教育の急速な普及やグローバル化の進展等に伴い、教育を取り巻く環境は急速に変化しています。

このような状況の中、本町の子どもたちにとって、望ましい教育環境を確保し、質の高い学校教育の実現を図るため、適正な学校規模や配置に関する基本的な考え方について、ご審議いただきたく、諮問するものです。